



鳥取県公報

平成16年10月15日(金)
号外第154号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(22)(給与課).....	1
	職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則(23)().....	6
	寒冷地手当の支給に関する規則の廃止等に関する規則(24)().....	7

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第22号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第1条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前				
別表(第2条関係) 1~37 略	別表(第2条関係) 1~37 略 38 米子市外九か町村衛生施設組合				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事 務 局</td> <td>局長 次長 課長 会計室長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	事 務 局	局長 次長 課長 会計室長
機 関	職				
事 務 局	局長 次長 課長 会計室長				

38 略

39 略

40 略

41 略

42 略

43 略

44 略

45 略

46 岸本町・南部町清掃施設管理組合

略

47 略

備考 略

39 略

40 羽合町・泊村中学校組合

機 関	職
教育委員会 の補助機関	教育長
中 学 校	校長 教頭

41 略

42 略

43 略

44 略

45 略

46 略

47 略

48 西伯町ほか二か町清掃施設管理組合

略

49 略

備考 略

第2条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削る。

改 正 後	改 正 前														
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）														
	1 国府町														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>総務課長 町民課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>局長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	町長部局	総務課長 町民課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）	教育委員会事務局	教育長	中学校	校長 教頭	小学校	校長 教頭	農業委員会事務局	局長
機 関	職														
議会事務局	局長														
町長部局	総務課長 町民課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）														
教育委員会事務局	教育長														
中学校	校長 教頭														
小学校	校長 教頭														
農業委員会事務局	局長														
	2 略														
	3 福部村														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長										
機 関	職														
議会事務局	局長														
1 略															

2 略

3 略

4 略

5 略

村 長 部 局	課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
教育委員会 事務局	教育長 次長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭

4 略

5 略

6 河原町

機 関	職
議会事務局	局長
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
保 育 所	所長
隣 保 館	副館長
教育委員会 事務局	教育長 課長
学校給食共 同調理場	所長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
幼 稚 園	園長
農業委員会 事務局	局長

7 略

8 略

9 用瀬町

機 関	職
議会事務局	局長
町 長 部 局	課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
保 育 所	所長
人権文化事 務所	所長
教育委員会 事務局	教育長 課長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会 事務局	局長

10 佐治村

機 関	職

6 略

議会事務局	局長
村長部局	課長 出納室長
保育園	園長
隣保館	副館長
保健センター	所長
教育委員会事務局	教育長 次長
中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

11 略

12 気高町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
保育所	所長
教育委員会事務局	教育長 次長 課長
幼稚園	園長
公民館	館長
中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
学校給食共同調理場	所長
農業委員会事務局	局長

13 鹿野町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長 参事
保育所	園長
教育委員会事務局	教育長 次長
公民館	館長
中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長
国民宿舎山	支配人

紫苑	
----	--

14 青谷町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長
教育委員会 事務局	教育長 課長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会 事務局	局長

- 7 略
- 8 略
- 9 略
- 10 略
- 11 略
- 12 略
- 13 略
- 14 略
- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 略
- 27 略
- 28 略
- 29 略
- 30 略

- 15 略
- 16 略
- 17 略
- 18 略
- 19 略
- 20 略
- 21 略
- 22 略
- 23 略
- 24 略
- 25 略
- 26 略
- 27 略
- 28 略
- 29 略
- 30 略
- 31 略
- 32 略
- 33 略
- 34 略
- 35 略
- 36 略
- 37 略
- 38 略

39 気高郡衛生施設組合

機 関	職
事 務 局	局長

- 31 略
- 32 略
- 33 略
- 34 略

- 40 略
- 41 略
- 42 略
- 43 略

44 鳥取県東部町村交通災害共済組合

機 関	職
事 務 局	局長

<p>35 略 36 略 備考 略</p>	<p>45 佐治用瀬ごみ処理施設組合</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">機 関</td> <td style="text-align: center;">職</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 局</td> <td style="text-align: center;">局 長</td> </tr> </table> <p>46 略 47 略 備考 略</p>	機 関	職	事 務 局	局 長
機 関	職				
事 務 局	局 長				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年11月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第23号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（旅行命令簿等の提示）</p> <p>第7条 旅行命令権者は、旅行命令等（条例第4条第6項の規定によるものを除く。）を発し、又は変更した場合には、速やかに支出担当職員等に当該旅行命令簿等の提示をしなければならない。</p> <p>（口頭による旅行命令等の要件等）</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 口頭による旅行命令等が発した場合は、用務等（当該口頭による旅行命令等を変更した場合にあっては、当該変更後のもの）を記録した文書を作成し、及び保</p>	<p>（旅行命令簿等の記載事項の提供の方法）</p> <p><u>第6条の2 条例第4条第4項及び第13条第1項の人事委員会規則で定める方法は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。次条において同じ。）とする。</u></p> <p>（旅行命令簿等の提示）</p> <p>第7条 旅行命令権者は、旅行命令等（条例第4条第6項の規定によるものを除く。）を発し、又は変更した場合には、速やかに支出担当職員等に当該旅行命令簿等の提示（<u>当該旅行命令簿等の提示に代えて当該旅行命令簿等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含む。</u>）をしなければならない。</p> <p>（口頭による旅行命令等の要件等）</p> <p>第7条の2 略</p> <p>2 口頭による旅行命令等が発した場合は、用務等（当該口頭による旅行命令等を変更した場合にあっては、当該変更後のもの）を記録した文書又は電磁的記録</p>

存しなければならない。

(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)
を作成し、及び保存しなければならない。

附 則

この規則は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年鳥取県条例第42号）の施行の日から施行する。

寒冷地手当の支給に関する規則の廃止等に関する規則をここに公布する。

平成16年10月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第24号

寒冷地手当の支給に関する規則の廃止等に関する規則

(寒冷地手当の支給に関する規則の廃止)

第 1 条 寒冷地手当の支給に関する規則（昭和39年鳥取県人事委員会規則第31号）は、廃止する。

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(調整額の取扱い)</p> <p>第 3 条 給料の調整額を支給する職員に対する管理職手当、調整手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額の計算においては、給料と給料の調整額とを加えたものをもってその基礎となる給料月額とする。</p>	<p>(調整額の取扱)</p> <p>第 3 条 給料の調整額を支給する職員に対する管理職手当、調整手当、<u>寒冷地手当</u>、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び給与条例第16条に規定する勤務1時間当りの給与額の計算においては、給料と給料の調整額とを加えたものをもってその基礎となる給料月額とする。</p>

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成16年鳥取県条例第56号）の施行の日から施行する。

